RIZAP ENGLISH
ライフタイムパートナーコース規約

第 1 条(適用範囲)
RIZAP ENGLISH ライフタイムパートナーコース規約(以下「本規約」といいます)は、「RIZAP ENGLISH」(以下「本校」といいます)が提供する「RIZAP ENGLISH ライフタイムパートナーコース」(以下「本コース」といいます)を利用する本コース会員(以下「本会員」といいます)に適用します。本規約に記載のない項目については、RIZAP ENGLISH 会則(第 15 条乃至第 18 条及び第 23 条を除きます)による事とします。

第 2 条(管理運営)
本校のすべての施設は、「RIZAP ENGLISH 株式会社」(以下「会社」といいます)が経営します。会社は、各施設内に、管理運営にあたる事務所をおきます。

第 3 条(変更手続き等)
1. 本会員は、利用申込書に記載した内容に変更があったときは、遅滞なく変更手続きを行っていただきます。
2. 会社より本会員の住所あてに通知、連絡等を行う場合は、本会員から届出のあった最新の住所あてに行い、通知、連絡等の発送の時点でその効力が発生するものとします。

第 4 条(個人情報保護)
本会員の個人情報は、本コースの管理・運営、および本校が提供するサービスの案内・管理、情報の提供などに利用いたします。詳細は本校のホームページ(https://www.rizap-english.jp/privacy/)による事とします。

第 5 条(申込条件)
本コースは、利用申込書記載の「利用開始月」(以下「利用開始月」といいます)の初日から起算して 12 ヶ月以上継続してご利用されることをお申し込みの条件とします。但し、お申込み当月から本コースの利用はできません。

第 6 条(利用条件)
1. 本校が本コースにより提供するサービス(以下「セッション」といいます)は、原則として契約のコースにより 1 ヶ月(初日から末日まで)当たりの上限回数が決まります。セッションの利用回数は 1 ヶ月あたり 2 回コースと 4 回コースがあり、契約時にご選択いただいた契約回数に準じてご利用いただけます。
2. 当月セッションのご利用回数がご契約回数未満の場合、未利用の回数分を翌月 1 日に繰越用チケットとして発行します。なお、当該チケットは翌月中に限り予約及び利用ができるものとし、翌々月への繰り越しはありません。
3. 翌月分のセッションご利用回数を当月に前倒して利用する事はできません。

第7条(諸費用)
1. 本会員は、会社に対し、会社が別途定める期日までに、本コースの月額利用料をお支払いいただきます。
2. 本コースは、前払い制です。利用月の前月に月額利用料等の入金が確認できたことを条件にご利用が可能となります。
3. セッションの提供を受ける場合、利用開始月及び翌月の 2 ヶ月分の月額利用料を所定の方法によりお支払いいただきます。
4. お申込み当月から本コースの利用はできません
5. 本会員は、実際のセッションの利用の有無・利用回数に関わらず、第 1 項に定める月額利用料を支払わなければなりません。
6. 利用開始月及びお支払日に変更がある場合は、別途書面にて通知いたします。
7. 一旦お支払いいただいた月額利用料は、返金できません。但し、第9条及び第 10 条に定める中途解約、第 11 条に定めるクーリング・オフの場合は除きます。

第 8 条(予約の変更・キャンセル)
1. 予約の変更は、予約日以降の対象利用月までとし、予約の 12 時間前までに行うものとします。それ以降の変更・キャンセルは認められず、1 回分のセッションを実施したものとします。ただし、本校側の都合や、本校判断による予約の変更・キャンセルはこの限りではありません。
2. 店頭(メール及びコミュニケーションアプリ)・予約システム・コールセンターにて受け付けます。但し、コールセンターの場合予約時間の 12 時間前でも、営業時間外は受け付けできません

第 9 条(本コースの中途解約および請求の停止)
1. 本会員は、解約申入れをすることで、本コースに係る契約を中途解約することができます。但し、利用開始月の初日から起算して 12 ヶ月以上継続してご利用しない場合は、次条に定める中途解約手数料が発生します。
2. 本会員が前月 16 日から当月 15 日(当該日が営業日でない場合はその前営業日とします)までに解約申入れを行うことで、翌月末日経過時に解約となります。なお、解約申入れが当月 16 日以降となった場合には、翌月の解約申入れとなり、翌々月末日経過時に解約となります。会社は、当該解約となる月の前月から月額利用料の請求を停止いたします。残りのセッション(利用開始月の初日から起算して 12 ヶ月に達するまでの間に提供されるべきセッションの合計回数(月 2 回コースを契約の場合は合計 24 回、月 4 回コースを契約の場合は合計 48 回)のうち、中途解約の効力発生時に未だ提供されていない残りのセッションとし、以下「残セッション」といいます。)に係る月額利用料を会社が受領した場合には、別途精算いたします。
3. 解約手続きが行われた場合、会員は会社に対し、会社から無償で提供された商品(テキスト・書籍・電子データ等の教材)を速やかに返還するものとします。

第 10 条(中途解約手数料)
1. 本会員がセッション提供前に本コースに係る契約を中途解約した場合の中途解約手数料は、15,000 円(税込)とします。会社が受領済みの月額利用料の額が中途解約手数料の額を上回る場合、会社は受領済みの月額利用合計額から中途解約手数料相当額を控除した金額を返還いたします。
2. 本会員がセッション提供後、利用開始月の初日から起算して12ヶ月以上継続してご利用せずに本コースに係る契約を中途解約した場合の中途解約手数料は、10,000 円(税込)とします。残りのセッションに係る会社が受領済みの月額利用料が中途解約手数料の額を上回る場合、会社は受領済みの残セッションの月額利用料から中途解約手数料相当額を控除した金額を返還いたします。

第 11 条(クーリング・オフ)
1. 第 9 条及び第 10 条にかかわらず、本会員は、契約書面を受領した日から起算して 8 日を経過するまでの間は、書面により本コースに関する契約の解除を行うことができます(以下、この解除を「クーリング・オフ」といいます。)。ただし、会社が不実を告げ入会者が誤認したり、会社が威迫して入会者が困惑したりした結果、クーリング・オフが行使されなかった場合、会社が再度クーリング・オフのできる旨を記載した書面を交付して 8 日間(交付日を含みます。)が経過しないかぎり、本会員はクーリング・オフをすることができます。
2. クーリング・オフは、本会員がクーリング・オフに係る書面を発したときに効果が生じます。
3. クーリング・オフがあった場合、会社は損害賠償又は違約金の支払いを請求することはできません。
4. クーリング・オフがあった場合、既に本コースの提供(変更・キャンセルが認められず 1 回分のセッションを実施したものとみなされる場合も含みます。以下同じ。)後であったとしても、会社は既に提供したサービスに関する対価その他の金銭の支払いの請求をすることができません。
5. クーリング・オフがあった場合、会社は本会員より受領している納入金(入会金を含みます。以下同じ。)の全額を速やかに返還するものとします。
6. クーリング・オフがあった場合、本会員は会社に対し会社から無償で提供された商品(テキスト・書籍・電子データ等の教材)を速やかに返還するものとします。
7. 契約の解除があった場合、会社から無償で提供された商品(テキスト・書籍・電子データ等の教材)の返還に要する費用は会社の負担とします。
8. 契約期間が 2 ヵ月以下、又は本会員の会社に対する支払い総額が 5 万円以下の場合には、クーリング・オフの規定は適用されません。

第 12 条(回数の変更)
1.本コースの利用回数は、1 ヶ月あたり 4 回または 2 回があります。本会員は、会社所定の書面により前月 11 日から当月 10 日(当該日が営業日ではない場合はその前営業日)までに利用回数の変更申入れを行うことで、当月末日経過時に、月額ご利用回数が変更できます。なお、利用回数の変更申入れが当月 10 日以降になされた場合、当該申入れは、翌月の変更申入れと扱われ、利用回数の変更は、翌月末日経過時に効力を生じるものとします。
2.前項の場合、変更となる月の前月中は、変更前の月額ご利用回数(以下「変更前プラン」といいます。)が継続されます。
3.第 1 項の変更申入れを行った場合、会社は、利用回数が変更となる前月から、変更後のご利用回数(以下「変更後プラン」といいます。)にかかる金額の利用料等を請求いたします。なお、回数変更は申込月利用開始月から 3 ヶ月目以降のコースを対象とし、申込月利用開始月の次月末日までは変更できないものとします。
4.利用回数を変更した場合、利用回数を変更する対象月以降の変更前プランの予約は、全て取り消されます。なお、変更後プランの予約は利用回数の変更手続き完了後に実施できるものとします。変更前プランの予約に変更後プランの予約が置き換わることはありません。

第 13 条(再申込みの場合の特則)
1.本会員が、本コースを利用し中途解約後、本コースの再申込みをする場合には、当該申込日以降の「利用開始月」を記載した利用契約書を改めてお渡しいたします。その場合には、第 5 条、第 9 条 1 項、第 10 条 2 項に定める「12 ヶ月」は、中途解約日と再申込み日までの期間は問わず、 解約前のご利用期間と再申込み後のご利用期間を通算したものとします。
2.前項の場合に、本コースの中途解約申入れから本コースの再申込までの期間に本校が提供する他のプログラムコースの受講を続けていた場合には、その受講期間についても通算するものとします。

第 14 条(本規約等の改訂)
会社は、本規約の改訂を行うことができます。なお、改訂を実施するときは、会社は予め改訂の1ヶ月前までに告知することにより、改訂した本規約の効力は本会員に及ぶものとします。

第 15 条(告知方法)
本規約における本会員への告知は、施設内への掲示及び会員から届け出のあった電子メールアドレス宛てに電子メールを送信して通知する方法によるものとします。

第 16 条(管轄の合意)
本規約に起因または関連する紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2023.10.1